

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 号  
2 0 1 6 年 7 月 1 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 車内改札に関する申し入れ

3月26日のダイヤ改正より車内改札が変更となり現在に至っているが、現実にそぐわない事象や問題が発生している。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

#### 記

1. 「こだま号」の自由席改札はやめること。
2. 「ひかり号」「のぞみ号」の自由席車内改札は、各列車の改札可能区間において各1回とすること。
3. 各種割引乗車券類の資格確認は中止すること。
4. 特改の担当箇所については、車掌長・列車長の判断、指示に任せること。
5. 特改の乗務位置を「N700系は8号車海側乗員室」、「700系は10号車海側乗務員室」とせず、車掌長・列車長の判断・指示によること。
6. 車掌携帯端末の通信速度の向上、軽量化をはかること。特にG編成の通信速度に問題があり、早急の改善を図ること。
7. 上りのぞみ号の3号車の座席カードの引き継ぎは8号車とすること。
8. 臨行路の担当列車がない場合の、特改、便乗を指定する基準を明らかにすること。
9. 新大阪～名古屋間の車掌2名乗務を中止し、全区間3名の乗り組みとすること。
10. 伊勢・志摩サミット時、セキュリティ対策として便乗乗務員にも車内巡回を指示したが、今後同様のケースが発生した場合、特改乗務員と同様の勤務扱いとすること。

以上